

北はりま観光バスにおける運輸安全マネジメント(安全管理規定)

北はりま観光バスでは貸切バス事業を通じて「**安全の確保と心のこもったサービスを提供**することにより、**地域の皆様から信頼される企業を目指します。**」を経営理念とし、次の項目を中心に安全性向上に積極的に取り組んでまいります。

また、毎月1日を「**安全の日**」とし、お客様の大切な命をお預かりしているという重大な責務を再認識し、自ら安全意識を高める日としております。

[令和6年度の運輸安全マネジメントに関する具体的な取り組み](#)

- [1. 輸送の安全に関する基本的な方針](#)
- [2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況](#)
- [3. 輸送の安全に関する組織体制及び事故、災害等に関する報告連絡体制](#)
- [4. 輸送の安全に関する重点施策](#)
- [5. 輸送の安全に関する計画（令和6年度）](#)
- [6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画](#)
- [7. 輸送の安全に関する内部監査計画](#)
- [8. 輸送の安全に関する予算および実績](#)
- [9. 安全統括管理者](#)
- [10. 北はりま観光バス安全管理規程](#)
- [11. 運輸安全マネジメント評価の結果について](#)

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保を最優先することがバス事業者の使命であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan. Do. Check. Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

■安全管理体制に係るPDCAサイクル



P l a n 安全管理に係る計画の策定

D o 計画の実施と運用

C h e c k 内部監査等によるチェックの実施

A c t 計画の適切な見直しと改善

2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況

<令和5年度の達成状況>

(1) 重大事故発生件数 0件

(2) 有責事故・物損発生件数 2件

<令和6年度の目標>

(1)重大事故発生件数 0件

(2)有責事故・物損発生件数 0件

(3)厳正な点呼の実施による乗務員の体調管理の強化

(4)乗務員マナーアップ運動の推進

(5)安全運転につながるエコドライブの推進 燃費5%向上

※当社では、安全運転につながるエコドライブについて、全運転士に対して個別に指導を行い、早めのシフトアップやアイドリングストップ、走行速度を抑制することによって燃費を向上させるとともに、事故防止につながることを教習しています。

3. 輸送の安全に関する組織体制及び事故、災害等に関する報告連絡体制

運転士 ⇒ 運行管理者／安全統括管理者 ⇒ 社長 ⇒ 兵庫陸運部／近畿運輸局
↓
110番・119番通報

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

5. 輸送の安全に関する計画（令和6年度）

- (1) 安全が最優先であることへの意識の徹底
社内での教習や会議等で、安全が何よりも優先すること、それに関する法令を遵守することを説き、安全第一の風土作りに努めます。
- (2) 無事故表彰制度の導入
- (3) 施策の進捗状況のチェック
安全マネジメント担当者は「輸送の安全に関する重点施策」の進捗状況を適宜チェックします。
- (4) 事故防止のための教育・研修と情報の共有化の徹底
自動車事故を減少させるために、運行管理者及び運転者を対象とした、毎月1回の運行会議日に、各ドライバーから提出させたヒヤリハット情報を皆で共有し、対応を確認する。また、他社の事故情報についても、自社での対応を確認。
- (5) アルコールチェックの実施
アルコール検知の測定数値が0.07ミッigram以上であった者をアルコール陽性反応者として取り扱う。陽性反応時の処分について就業規則にもあらかじめ明確に規定し、警告しておくことによる抑止効果を狙う。

(6) 車両の管理

定期点検整備はこれまでどおり漏れなく実施します。

(7) 事故防止体制の強化

安全マネジメント担当者、運行管理者、整備管理者、運転士が連携し、意見交換、情報交換を行うことによって、事故防止体制の強化を図ります。

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 運転士に対して教習を実施し、安全意識および運転技能の向上を図ります。

(2) 運行管理者、整備管理者に対して、定期的に外部機関での講習を受講させ、管理機能の強化を図ります。

(3) 運行管理者および運転士を対象として、独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）による研修を受講します。

7. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 実施日 令和7年3月31日

(2) 監査員 社長(安全マネジメント管理者)及び安全統括管理者

(3) 監査内容 ①運輸安全マネジメントの運営状況について
②目標の達成度について

(4) 監査結果 安全統括管理者が「安全管理の取組状況チェックリスト」に基づき行った結果、是正措置の必要な項目はありませんでした。

8. 輸送の安全に関する予算

<令和6年度の予算> 社員に対する研修他 120万円

良質な乗務員確保の為の人件費5%上積

9. 安全統括管理者

藤井麻理子

10. 北はりま観光バス安全管理規程

北はりま観光バス 安全管理規程

2013年12月16日

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び

安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)